

尼崎市物価高騰対策福祉施設等支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍において物価高騰の影響を強く受けている福祉施設等に対し、事業の運営を支援するための給付金を交付することで、利用者への安定的なサービス提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、福祉施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「関係法」という。）に規定する施設又は事業所であって、別表1の「施設等種別」に掲げるものをいう。

(給付金の対象事業者)

第3条 給付金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、令和4年8月1日時点で、関係法に基づき尼崎市から事業者指定を受けている者又はそれ以外で尼崎市において福祉施設等（他市のみで事業者指定を受けた事業所を除く。）を運営している者とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 第5条に規定する交付申請時点で事業を実施していない又は事業を休・廃止している場合
- (2) 国又は地方公共団体が運営している場合（指定管理者制度による運営を含む。）

(給付金の額)

第4条 対象事業者に交付する給付金の額は、別表1の「施設等種別」欄に定める区分ごとに、同表の「給付金の額」欄に定める額とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする福祉施設等の代表者（以下「申請者」という。）は、給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めるときは、給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、当該申請者（以下「交付対象者」という。）に対し、給付金を支払うものとする。

2 市長は、申請者に対して給付金を交付しないことを決定したときは、給付金却下

決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 給付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) その他市長が給付金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付の取消しを行ったときは、給付金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付対象者へ通知するものとする。

（給付金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、給付金返還命令書（様式第5号）により、交付対象者に対し、その返還を命じるものとする。

（帳簿等の備付）

第9条 交付対象者は、当該給付金に関する事業の収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該給付金を受領した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行の期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

（施行の期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月13日から施行する。

別表1（第2条、第4条関係）

施設等種別		給付金の額
介護保険法に基づく施設等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入所者生活介護事業所（※1） 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 短期入所生活介護事業所（※2） 短期入所療養介護事業所（※2） 介護医療院	1 定員あたり 15,000 円 ※1 軽費老人ホーム及び養護老人ホームは除く（老人福祉法に基づく施設等として計上すること）。 ※2 空床利用型を除く。
	小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所（※3） 通所型サービス（第一号通所事業）（※4）	1 定員あたり 6,000 円 ※3 医療みなし指定を受ける事業所を除く。 ※4 通所介護及び地域密着型通所介護を実施していない事業所に限る。
老人福祉法に基づく施設等	訪問介護事業所 訪問入浴事業所 訪問看護事業所（※5） 訪問リハビリテーション事業所（※5） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所	1 事業所あたり 25,000 円 ※5 医療みなし指定を受ける事業所を除く。
	軽費老人ホーム 養護老人ホーム	1 定員あたり 15,000 円
障害者の日常生活	障害者支援施設 共同生活援助事業所	1 定員あたり 15,000 円

及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等	短期入所事業所（※6） 生活介護事業所 自立訓練（機能・生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型・B型）事業所 地域活動支援センター（※7） 小規模作業所（※8）	1 定員あたり 6,000 円 ※6 空床利用型を除く。 ※7 地域活動支援センターの定員数はⅠ型を20人、Ⅱ型を15人、Ⅲ型を10人とする。 ※8 小規模作業所の定員数は5人とする。
	居宅介護事業所 特定相談支援事業所	1 事業所あたり 25,000 円
児童福祉法に基づく施設等	児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 放課後等デイサービス事業所	1 定員あたり 6,000 円